

原子力発電所の安全性の確保と再生可能エネルギーへの転換・促進 を求める意見書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 という超巨大地震とそれに伴う巨大津波により 2 万数千人の人命が奪われるなど、壊滅的で甚大な災禍をもたらした。

加えて、東京電力（株）の福島第一原子力発電所では、地震と津波の直撃を受け、1 号機から 4 号機までが次々と水素爆発を起こし、損傷した原子炉から多量の放射性物質を外部に放出し続けるという国際原子力事故評価尺度で最悪の「レベル 7」という世界を震撼させる過酷な事故に至った。

原発がある限り原発震災は常に隣り合わせの危険にあり、ひとたび過酷事故が起これば取り返しのつかない事態に陥るなど、無限のリスクを抱えていることが改めて明らかとなった。

佐渡市は、海を隔てて世界最大の柏崎刈羽原子力発電所と 50 km 圏で対峙し、国の原子力防災指針の示す E P Z の圏外にあるとはいえ、今回の原発事故及び既存の原子力政策に対して市民に強い不安と怒りの声がある。

よって、政府並びに国会においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 国民の安全・安心を回復するために、福島第一原発事故に係る放射能汚染の徹底した情報開示を行うとともに、一刻も早い原発事故の収束を図ること
- 2 原子力発電に依存してきた従来のエネルギー政策を抜本的に見直し、太陽光、風力、地熱などの再生可能エネルギーを基幹エネルギーとして位置付け、エネルギー源の速やかな転換を図ること
- 3 原子力発電所の安全・安心を確保するために、今回の事故原因の徹底した調査・検証を踏まえ、全面的な公開性の下に地震・津波対策などに関する抜本的な安全対策を講ずること
- 4 原子力安全・保安院を経済産業省から分離するとともに、E P Z の拡大等を含む原子力防災指針等の抜本的見直しを行い、危険な原子力災害から国民の命とくらしを守る対策の強化・充実を図ること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 7 月 12 日

新潟県佐渡市議会議長 金 光 英 晴